

【物件11】 応急作業車売却仕様書

1 廃車車両引取条件

- (1) 現状渡しとします。(別添「登録識別情報等通知書(写)」及び「写真」参照)
 - ア 現物を確認の上、入札書を提出してください。引渡し後の不調や故障の補償は一切行いません。
 - イ 「春日井市」及びその他文字書き並びにイラスト等がある場合、すべて落札業者が抹消してください。なお、将来においても完全に文字及びイラスト等が見えないよう処理するものとし、後にその処理において瑕疵ある場合は、落札業者の責任とします。
 - ウ 赤色警光灯類(サイレントアンプも含む)がある場合、取り外して再利用が出来ない状態にしてください。
 - エ イ、ウに基づく処理を行った後、速やかに車両の写真(前後左右・4面)を契約管理課に提出してください。
 - オ 現物確認を行う時は、事前に電話で建設部道路課(0568-85-6274)に連絡し、令和8年7月23日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に行ってください。
- (2) 架装等の積載物を取り外し、処分する場合は、法令に準拠した処理を行ってください。なお、後にその処理において瑕疵ある場合は落札業者の責任とします。
- (3) 落札業者は、市の指定する日に売買契約を締結するものとします。
- (4) 落札業者は、市の発行する納付書により契約日から5日(日曜日等を除く。)以内に売買代金を全額納付してください。
- (5) 売買代金の納付確認後、「鍵」を譲渡しますので、令和8年9月30日(水)までに車両を引き取ってください。
- (6) 引取りに係る経費については、すべて落札業者の負担となります。

2 入札書の記入上の注意事項

- (1) 入札書は春日井市のホームページ「産業・ビジネス」>「入札・契約」>「各種要領・様式等のダウンロード」(ページID:1009838)からダウンロードしてください。
- (2) あいち電子調達共同システム(物品等)において市に登録をしている住所及び氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)を記入し、社印(使用する場合)及び代表者印を押印し、価格(公告「8 入札に係る注意事項(3)」によるもの)を記入してください。
- (3) 入札書の件名・場所は、公告に記載の件名・場所を記入してください。

3 入札に当たっての注意点

公告に記載してある日時に、入札場所で行いますので、時間に遅れないようにお越しください。

※ 入札書の事前提出は認められません。

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、契約管理課の指示によること。